航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令

航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章　［略］	第一章～第四章　［略］
第五章　航空工場検査員（第三十六条―第四十二条）	第五章　航空工場検査員（第三十六条―第四十五条）
第六章　雑則（第四十三条―第五十七条）	第六章　雑則（第四十六条―第六十条）
附則	附則
（航空検査技術者の資格）	（航空検査技術者の資格）
第二十一条　法第八条第一項の経済産業省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。	**第二十一条**　法第八条第一項の経済産業省令で定める資格は、令第二条の航空工場検査員国家試験（以下「国家試験」という。）に合格していることとする。［新設］
一　航空機が法第六条第一項の認可を受けた製造の方法により製造されたものであること又は法第九条第一項の認可を受けた修理の方法により修理されたものであることについて確認する事務　次のいずれかに該当する者	
イ　航空機の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機の製造又は修理に関する研修として第三十六条第一項で定めるものを受け、かつ、法第十六条に規定する製造工場又は修理工場（以下この条において「工場」という。）において三年以上航空機の製造又は修理に関する第三十七条で定める事務に従事した者	
ロ　イに掲げる者と同等以上の能力を有していると経済産業大臣が認める者（経済産業大臣が必要と認める場合に限る。）	
二　航空機用原動機が第三十条で定める生産技術上の基準に適合することについて製造証明をする事務　次のいずれかに該当する者［新設］	
イ　航空機用原動機の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機用原動機の製造又は修理に関する研修として第三十六条第一項で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上航空機用原動機の製造又は修理に関する第三十七条で定める事務に従事した者	
ロ　イに掲げる者と同等以上の能力を有していると経済産業大臣が認める者（経済産業大臣が必要と認める場合に限る。）	
三　航空機用プロペラが第三十条で定める生産技術上の基準に適合することについて製造証明をする事務　次のいずれかに該当する者［新設］	
イ　航空機用プロペラの製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機用プロペラの製造又は修理に関する研修として第三十六条第一項で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上航空機用プロペラの製造又は修理に関する第三十七条で定める事務に従事した者	
ロ　イに掲げる者と同等以上の能力を有していると経済産業大臣が認める者（経済産業大臣が必要と認める場合に限る。）	
四　回転翼が第三十条で定める生産技術上の基準に適合することについて製造証明をする事務　次のいずれかに該当する者［新設］	
イ　回転翼の製造又は修理に係る許可事業者が実施する回転翼の製造又は修理に関する研修として第三十六条第一項で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上回転翼の製造又は修理に関する第三十七条で定める事務に従事した者	
ロ　イに掲げる者と同等以上の能力を有していると経済産業大臣が認める者（経済産業大臣が必要と認める場合に限る。）	